

事務連絡  
令和3年2月16日

各 障害福祉関係団体 御中

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（依頼）

令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（以下、政府方針）において、金融取引、クレジットカード契約及び携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図ることとされました。

また、政府においては、安全安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に構築する観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）において、官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用できるようにするために、当該個人が確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認できるようなデジタル技術による本人確認手段が必須であるとの考え方を示しました。

国民へのマイナンバーカードの普及の一環として、マイナンバーカードのICチップのスマートフォンでの読み取りについて、アンドロイドOSのみならず、iOSのスマートフォンでも可能となり、多くの国民が保有するスマートフォンがマイナンバーカード対応のカードリーダーとして活用できるようになりました。これによりマイナンバーカードの利用環境も大きく改善されるばかりか、本人確認書類の券面や当該書類をコピーしたものの偽造等の不正防止に役立つことが期待されます。

つきましては、こうしたマイナンバーカードの普及や利用環境の整備状況等も踏まえつつ、マイナンバーカード、運転免許証、旅券及び在留カード等による偽造困難なICカードを用いた本人確認を基本とする各種本人確認法制の将来的な見直しも念頭におき、関係業界の皆様にデジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進をしていただくことを要請いたします。

ICカードの搭載されたICチップによるデジタル技術を活用した本人確認については、

- ・ 偽造困難なICチップに記録された情報を利用することで、厳格な本人確認を実施できる
  - ・ 本人確認情報（書類のコピー等）の保管の負担が軽減される
- 等の効果が期待されるものであり、券面に記載された情報を利用した本人確認より推奨されるべきものです。

(業界団体名)におかれましても、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に関わらずマイナンバーカード等の活用によるデジタル化・厳格化にできる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、貴会会員各位のご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。

なお、政府方針等は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）のホームページに掲載されておりますのでご活用ください。

○政府方針

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190604/houshin.pdf>

○デジタル・ガバメント閣僚会議(第4回)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/gijisidai.html>

○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryou1.pdf>

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

担当：松長 TEL：070-7416-9903

近藤 TEL：070-7416-9910

# 本人確認のデジタル化・厳格化の目的

## <目的>

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用できるようにするため、当該個人が確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認できるようなデジタル技術による本人確認手段を促進する。

## <政府決定>

### II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進 (令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等
  - (1) マイナンバーカードの安全性の周知等  
(前略)

金融取引、クレジットカード契約や携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る。

### II. 1.(2).④ デジタル技術による本人確認手段等の確保 (令和元年6月14日世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用するためには、当該個人が確実に本人であることを証明でき、及びサービス提供側がこれを確認できる「本人確認手段」が必須となる。

我が国では、平成14年12月の公的個人認証法の制定により、厳格な本人確認手続を経て発行され、住民基本台帳に紐付いて失効管理される高度な「本人確認手段」である公的個人認証（電子証明書）を、全国どこに住んでいる人に対しても低廉な費用で提供することができる環境が整っている。特に、平成28年1月以降は、従来行政機関に限定されていた公的個人認証（電子証明書）を活用したサービス提供が民間機関でも可能となり、また、従来の電子署名用途（署名用電子証明書）に加え、電子認証用途（利用者証明用電子証明書）も発行されるなど、我が国の安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として、その機能を拡充してきている。

# 特に本人確認のデジタル化・厳格化を推進する対象

以下の法律（法律の規定に基づく政令・省令等を含む。）に基づく本人確認について、特にデジタル化・厳格化を進めていただきますようお願いします。

## 対象法律

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」）  
⇒金融機関、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、宅地建物取引業社、電話受付代行業者、電話転送業者、宝石貴金属取引業者、郵便物受取業社等
- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下、「携帯法」）  
⇒移動体通信事業者、仮想移動体通信事業者等
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）  
⇒個人番号利用事務等実施者として、マイナンバーの提供を受けるとき本人確認を行う事業者

# 本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

<従来>



①本人確認書類の提示・確認



②本人確認書類のコピー



③本人確認書類の返却

④本人確認書類のコピーの保管

- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

<デジタル化・厳格化後>



②表示内容の確認



①窓口において本人確認書類の読み取り及びPINコードの入力

③データの保管

- 偽造困難なICチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

# 本人確認のデジタル化・厳格化の方法（非対面）

## <従来（主な例）>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが非常に困難。
- 一連の手続に時間がかかる。

## <デジタル化・厳格化後（マイナンバーカードを利用）>



- 偽造困難なICチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる（地方公共団体情報システム機構に有効性を確認することで、住所等が最新のものかを確認できる）。
- 一連の手続を即時に行うことができる。

# デジタル化対応可能な本人確認書類

## ①マイナンバーカード



マイナンバーカードのICチップに関するお問い合わせ先

総務省住民制度課

TEL : 03-5253-5517

FAX : 03-5253-5592

## ②運転免許証



運転免許証のICチップに関するお問い合わせ先

警察庁運転免許課

TEL : 03-3581-0141 (代)

## ③在留カード



在留カードのICチップに関するお問い合わせ先

法務省出入国在留管理庁  
総務課情報システム管理室

TEL : 03-3580-4111  
(内線5688)

## ④パスポート



パスポートのICチップに関するお問い合わせ先

外務省領事局旅券課

TEL : 03-5501-8167

FAX : 03-5501-8166

- 上記、本人確認書類はいずれも公的機関が発行していること及びICチップが搭載されており、偽造困難であることから、当施策における本人確認書類として想定しております。